運営指導マニュアル改正
昨年度の報酬改定に対応

厚労省

厚生労働省は昨年12月28日、介護保険施設等運営指導マニュアルの一部改正についての通知を発出した。当該マニュアルの別添2「各種加算等自己点検シート」並びに別添3「各種加算・減算適用要件等一覧」で、昨年度実施された介護報酬改定に対応する変更がなされた。

同マニュアルは、行政による指導の標準化・効率化を図り適切な指導につなげるため、介護保険施設等指導指針の内容を補完するものとして厚労省が作成した。

改正された箇所の例として、昨年6月21日に発出された介護保険最新情報Vol.10「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」に基づき、両シートに「介護職員等ベースアップ等支援加算」に対応する項目が設けられた。

Q&Aに追記事項

ほか、通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護を対象として、「各種加算・減算適用要件等一覧」に「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算」についてのQ&Aを追記。同様に、訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション向けに、「事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合」のQ&Aが追記された。

最新版の当該マニュアルは厚生労働省のWEBページ「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」からダウンロードできる。